



平成 22 年 3 月 23 日

三次市長 村 井 政 也 様

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会

委員長 片 岡 征 治



三次市まち・ゆめ基本条例の検証に関する報告書

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会設置要綱(平成 21 年 10 月 26 日, 告示第 158 号)に基づき設置された本検証委員会は, 平成 22 年 1 月 19 日以降, 4 回にわたり慎重なる検証を行った結果, 次のとおり結論を得たので報告します。

- 1 三次市まち・ゆめ基本条例は制定後 4 年を経過した。市内各地区における市民, 議会, 市の三者による“協働のまちづくり”は, 確かな手応えを感じるに至っている。
しかし, 三次市まち・ゆめ基本条例の理念が, 広く市民に周知されている現状ではなく, 更なる啓発活動を強力に続けていく必要がある。
- 2 三次市まち・ゆめ基本条例を, 全ての市民がしあわせに暮らせるまちづくりを目指す『最高のきまり』として更なる確証性を高めて, 充実を図るため, 市民・議会・市のそれぞれの主体において, PDCA サイクルの観点から「評価」及び「改善」に関する記述を追記することが望ましい。
- 3 市においては, 三次市まち・ゆめ基本条例の普及・啓発を進めるため, 次のとおり対応を行っていただきたい。
 - (1) 市は, 普及・啓発に関連する資料(基本条例の解説書, まち・ゆめハンドブック, まちづくり事例集など)を各戸に配布するなど, 市民への基本条例の理念の周知に努める。
 - (2) 基本条例の理念の普及・啓発を図るための推進体制を整備する。
 - (3) 懇談会等のあらゆる機会を利用して, 啓発資料を用いて普及・啓発に努める。
- 4 今後, 力強いまちづくりを実現・定着させるため, 次のことに留意いただきたい。
 - (1) 真のまちづくりは, まちづくりの主体である市民が, 議会及び市に要望するだけでは始まらない。市民自らが出来ることから実行し, 議会及び市とともに協働する形に進めることが真のまちづくりにつながる。
 - (2) 市民の声を議会及び市に届ける仕組みは整いつつあるが, 市民, 議会, 市の意思疎通を図り, 協働のまちづくりを更に確実なものにするため, 対話のあり方をお互いに工夫改善していかなければならない。

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会 委員

委嘱日：平成 22 年 1 月 19 日

	名 前	性別	役 職 等	備 考
1	伊 藤 光 恭	男	元検討委員， 条例を広める会	三和
2	片 岡 征 治	男	元検討委員長， 条例を広める会	委員長 十日市
3	上 垣 良 三	男	元検討委員， 条例を広める会	吉舎
4	山 村 恵美子	女	元検討委員， 条例を広める会	甲奴
5	寺 戸 照 一	男	三次市住民自治組織連合会 会長 吉舎町自治振興連合会 会長	副委員長 吉舎
6	森 田 健 二	男	川地連合自治会長 会長	川地
7	亀 崎 美 紀	女	作木町自治連合会 事務局長	作木
8	山 本 ひとみ	女	公募委員	八次